

平成29年度 第3回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成29年 6月 5日 (月) 14時00分 ～ 15時05分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	佐土原委員 (会長)、奥委員 (副会長)、小熊委員、津谷委員、中村委員、葉山委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	池邊委員、岡部委員、菊本委員、木下委員、五嶋委員、田中(稲)委員、田中(伸)委員
開催形態	公開 (傍聴者 5人)
議 題	1 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 計画段階配慮書について
決定事項	平成29年度第2回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 平成29年度第2回横浜市環境影響評価審査会会議録確認 特に意見なし</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 計画段階配慮書について</p> <p>ア 配慮市長意見 (案) について事務局が説明した。</p> <p>イ 質疑</p> <p>【津谷委員】 計画段階配慮書に、「土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていますが、本事業の工事開始にあわせ、現土地所有者により、法令等に基づき適正な対応が図られる予定です。」という記載があり、末尾に若干の資料が添付されています。土壌汚染の由来や具体的にどのように対応するのかについても現土地所有者から報告を受けたら、方法書以降に記載してくださいと、市長意見に加えていただきたい。</p> <p>【事務局】 土壌汚染につきましては、土地の売買契約のなかで、現土地所有者が土地をきれいにした後に、中外製薬株式会社に土地を引き渡すと聞いています。「中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト」の計画段階配慮のなかでは、「現土地所有者により適切に対応が図られた土地」ということで、一回区切れることとなりますので、今回、配慮市長意見に盛り込んでおりません。</p> <p>もし土壌汚染対策のなかで引き継ぎ事項があれば、方法書以降に記載してもらおうことになると思います。</p> <p>【津谷委員】 中外製薬株式会社が土地を引き渡される時、単純にきれいにしたので信用してくださいではなく、こういう問題があったので、こういう処理をしましたという報告を受けるのではないかと推測されます。その内容のなかで、明らかにできるものがあれば、次の段階で出していただきたいと思います。</p> <p>【事務局】 それでは、現土地所有者から中外製薬株式会社へ報告があった場合、その部分を報告していただくということで、具体的には「(4)【環境形成に関する法令等の遵守】」で、表現としては「現土地所有者から法令に基づく土壌汚染対策に関する引継ぎがあった場合には、その内容について方法書以降に記載してください。」という趣旨の内容でよろしいですか。</p> <p>【津谷委員】 はい</p> <p>【中村委員】 計画段階配慮書の資料-3に、このような物質が溶出量基準をオーバー</p>	

しているという資料があり、資料－４には完了時期の予定が平成29年3月31日と記載してあります。全部の土壤汚染対策がいつ終わったのか、それで、本当に大丈夫か。現土地所有者が溶出量基準値をどのくらいオーバーしていたのかというデータがあれば示していただきたいと思います。それから、資料－２で赤い印があるのですが、ここの説明がないようなので、今後、このような資料が出るのならば、説明を付け加えていただきたいと思います。

【事務局】 赤い印は「形質変更時要届出区域」です。有害物質を人が摂取する状況にはないですが、基準値をオーバーしている区域です。その後どのような状況なのかについては、これは公表台帳ですので台帳上で対策完了の情報が載ると思われます。事業者がこのような土地を引き渡されたという資料を、方法書以降に付けるということによろしいですか。

【中村委員】 資料－４に、土壤搬出と記載してあるので、土壤搬出がどの範囲で行われているか。資料－２の赤い印は「形質変更時要届出区域」という説明でしたが、資料－４には搬出とも記載してあるので、分かりにくいのですが。

【事務局】 対策が終わりますと、いつ処理を終了したという内容に台帳を変更すると思いますので、そこで分かると思います。そういった資料を付けるということによろしいですか。

【中村委員】 はい。

【横田委員】 形式的なことですが、(22) から(24)の配慮事項は、事業者が「横浜市環境配慮指針」のなかの別記「3 工場及び事業場等の建設(電気工作物の建設、自然科学研究所の建設を含む)」でなく「10 開発行為等に係る事業」のなかから、今回の事業特性や地域特性を踏まえて追加したという項目だったと思うのですが、これを配慮事項として一括に付けてしまうことに関して問題ないですか。

【事務局】 (21)までは「3 工場及び事業場等の建設(電気工作物の建設、自然科学研究所の建設を含む)」の配慮事項になっていますが、敷地全体が開発行為に当たるため、「10 開発行為等に係る事業」の配慮事項で、「3 工場及び事業場等の建設(電気工作物の建設、自然科学研究所の建設を含む)」に無い(22)から(24)の配慮事項を横浜市の指導で追加記載してもらいました。

【横田委員】 そのような趣旨かと思ったのですが、1から10の中からどれを選ぶということも、配慮の一環なのかと思ひまして、それを選んだ根拠というのを、特段聞く必要はないのですか。

【事務局】 「基本的な配慮事項」はすべての事業で同じで、その他のものについて「3 工場及び事業場等の建設」にないもので「10 開発行為等に係る事業」にあるものを出してもらったものが(22)から(24)になります。

【横田委員】 他はすべて、重複しているのですか。

【事務局】 はい。

【水野委員】 計画段階配慮書のなかで「配慮する。」や「検討する。」等いろいろな表現に対して、市長の意見で重複するものがあるのですが、例えば「(24)

【風害等への配慮】の【光害】に対して事業者は「配慮する。」で、市長意見も「配慮してください。」となっています。もし言うのであればそれ以上を言うのではないかと思います。「(10)【ヒートアイランド現象の抑制】の【保水性舗装等】では事業者が「採用を検討する。」で、市長意見

は「積極的に導入してください。」になっているので、検討する以上のものを考えなさいとしています。同じことを繰り返すのは意見として弱いのではないかと思います。

【事務局】 基本的には、審査会での意見、市の施策に基づき、事業者の配慮内容を更に一步進めたものを市長意見として出していきます。それでは、(24)の市長意見案は事業者の意見と表現が同じなので、削除ということによろしいですか。ここに記載した理由は、計画地の近くに、マンションのような高層な住居が建っており、視線や光についても配慮が必要と考えました。「配慮する」以上の適切な表現が見つからなかったもので、同じ表記になってしまいました。

【水野委員】 強く言うなら、「更なる配慮」というのもあるかもしれません。同じことは書く必要がないかと思います。

【事務局】 それでは現地視察時に委員の皆様から、計画地と周辺住居との距離などについて意見や質問があったことを踏まえ、「更なる配慮をしてください」ということによろしいですか。

【水野委員】 はい。

もう一点ですが、全般的事項の中で、「今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討してください。」とありますが、今の計画では、本市の最新の計画に整合していない部分があるということですか。

【事務局】 そういうことではありません。アセスメントに係る環境に関する計画やその他の計画があります。それらは順次更新していくので、最新計画と整合をとるということです。

計画段階配慮書にも記載してありますが、今、戸塚区のマスタープランが改訂作業中です。基本的には大きな変更はないと思いますが、そこも踏まえて、常に最新のものとの整合をとるという趣旨です。

【佐土原会長】 「(10)【ヒートアイランド現象の抑制】」の配慮市長意見(案)の「人工排熱を抑制するため、高効率の仕様としてください。」というのと併せて、排熱の位置についても周辺環境を配慮してくださいという文言を入れていただければ、より良いと思います。

【事務局】 そうしましたら、「空調機器や給湯器等の設備を導入する場合は、人工排熱を抑制するため、高効率の仕様としてください。また、排熱の位置については周辺環境に配慮するようにしてください。」というような内容によろしいですか。

【佐土原会長】 はい。

【奥副会長】 「(24)【風害等への配慮】」のところですが、開発行為の事業の項目から持ってきたという説明がありました。が、「風害、光害、日照阻害等の影響を少なくする。」となっているのは、まったくこのような害が出ないようにするのは開発行為では難しいという前提だからだと思います。

今回の事業の場合、周辺の住宅の高さと同じ高さの建物になるということ、現地視察のときにも聞きましたので、高層建築物が建つような開発行為とは性質が異なると思います。実際に被害が出ないようにすることが一番すばらしいのですが、配慮事項がそもそも影響を少なくするとなっており、それ以上のことを求めるのは難しいのかもしれない。しかし、事業の特性から考えますと、「風害、光害、日照阻害等の影響を極力抑える」ぐらいの表現にしたほうがよいのではないかと思います。可能でしょ

うか。

【事務局】 事業者の配慮内容としては、奥副会長の言われました「極力抑える」という表現で可能かと思えます。「周辺は住宅等のため、光害の影響を極力抑えるよう、照明計画等について更なる配慮をしてください。」というような表記でよろしいでしょうか。

【奥副会長】 市長意見は光害に限定することなく風害、光害、日照障害等、生活環境に及ぶ全般に渡ってしっかりと被害を抑制するように配慮がなされることが重要だと思えますので、光害に限定しないで書いた方が良いと思えます。

【事務局】 配慮事項にあります、風害、光害、日照障害等の影響を極力抑えるという言葉にして、照明計画等は光害に限定したもので、「周辺は住宅等のため、風害、公害、日照障害等の影響を極力抑えるようにしてください。」でよろしいでしょうか。

【奥副会長】 はい。

【横田委員】 この事業地の特性として、河川を跨いでいるということと、東側敷地に未利用地があるということだと思えます。河川沿いの空間、環境ですと景観とか人の利用といったものを一体的に骨格軸としてきちんと位置付けるということが、どこかに書けないかと考えました。そうしますと全般的事項の2つ目の「計画等と整合」だけでは書き難いところがあって、「(1)

【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】」に書いていただけると良いと思いました。現状、河川沿い景観、環境の保全・活用というのは、生物多様性のなかに「生物多様性に配慮した緑化」と位置づけられたり、ヒートアイランド現象のなかで施設配置の根拠になっていたり、浸水にもかかわってきたりするのかもしれない。個別には分散して配慮できると思えるのですが、全体として将来的な環境軸としてきちっと位置付けてもらうということも考えていただければ、良いかと思えます。

【事務局】 横田委員の御意見としては、全般的事項に入れたほうが良いということでしょうか、それとも「(1)【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】」に、河川を含めて一体的に将来環境に配慮するような文言を入れたほうが良いということでしょうか。

【横田委員】 全般的事項では漠然としすぎているので、「基本的な配慮事項」の「(1)【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】」に、このような周辺環境への影響とか生物の生息生育環境の保全や温暖化対策が一体的となって基本的な配慮事項に入っているのだと思うので、「(1)【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】」に位置付けていただくのが妥当かと思えます。

【事務局】 まとめると、「将来的に河川を含めた一体的な環境に配慮をしたものとしてください。」というような内容でしょうか。

【横田委員】 そうです。環境の保全と周辺地域の方々の利活用にも配慮するということです。

【佐土原会長】 今の意見は重要だと思うのですが、基本的な配慮事項というのは、事業者の取組が既にあるものについて書かれているのでしょうか。そうすることになると、事業者の記載内容が空欄になってしまうことがあるのでしょうか。書き方として、全般的事項として新たに言っていた方が良いのか、この中で少しでも触れているところがあれば、それに関連して表現

したほうが良いのかということだと思っております。

【事務局】 基本的には、全般的事項は他の事業の配慮市長意見も含めて、計画段階で事業者に配慮していただきたい共通部分があるので、その内容にあまりか離しないような形で、今後事業を進めていくなかで基本的、全般的な配慮ということで書いています。会長の言われた部分については、個別の配慮事項でも可能かと思っております。

【葉山委員】 「(1)【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】」の部分には大きく分けて3つの内容が書かれています。それに対して事業者は真ん中に対して明確に答えていないので、先ほどの横田委員の指摘のように、そこに答える内容を市長意見の中に入れた方が、つじつまが合うと思います。具体的には、生物への配慮あるいは景観への配慮に関しての記述が事業者の記載にはないのです。ここに関して意見を出すのが良いと思います。

【事務局】 具体的な文章を委員から提案していただければと思うのですが、事業敷地は、河川を真ん中に挟んだという特性があるということと、横田委員から、周辺の環境や周辺の方々の利活用にも配慮するという意見をいただきましたので、「生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、河川を含めて一体的に周辺の環境及び周辺の方々の利活用に配慮する」という表現でよろしいでしょうか。

【横田委員】 そういった趣旨で良いと思います。複合的な表現になってしまいますが、むしろ複合的なことを書いていただきたいと思います。やはり施設計画の根拠を、そういった重要な環境特性を踏まえて説明することが大事だと思います。

【事務局】 こちらにつきましては、事務局が案を考えてみます。皆様には議事録と併せて確認していただくことでよろしいですか。

【佐土原会長】 現時点で一つだけ付け加えると、「(1)【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】」の一つ目のパラグラフで全体的なことを言っているので、このあたりに「河川」という言葉を入れると全体の意味が出ると思います。また、この一つ目の終りが、「影響を少なくする。」ということだけが書かれているのですが、もう少し積極的な「それを活用する」という表現にすれば今の趣旨が入ると思います。

【事務局】 はい、今頂いた意見を参考にして、事務局が案を作成しますので、よろしくをお願いします。

【水野委員】 今の考え方ですが、総論的には分かるのですが、具体的に事業者がこれに基づいて、河川とのつながりを考えると、具体的にどのようなことをしたらいいのか、そのあたりを説明していただくとありがたいです。

【横田委員】 生物多様性には河川との関係が、「(5)【工作物や敷地の緑化、及び生物の生息生育環境の確保】」で述べられています。例えば「(11)【周辺建物との連続性、後背地との調和】」の景観では、単純に周辺の建物との連続性という観点での配慮は述べられていますが、後背地との調和という点で河川の景観に配慮した外周部の建物景観の配慮も加えられる可能性があります。あるいは居住者の利用に関しては直接書いていませんが、「(23)

【交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮】」に入れるべきか分かりませんが、河川沿いをレクリエーション利用される方々に配慮した外周部の構造、これも景観に入れたほうが良いかもしれません。景観を中心に検討するのが良いと思います。敷地の外ですので、直接には難しい点は

あります。

【佐土原会長】 今、思いつくのは、ヒートアイランド軽減や省エネルギーの観点で、河川は冷気の通り道なので、そちらに配慮した計画にすることがあります。

【葉山委員】 現場で説明があった桜並木の連続性とか、それから一般の方は使われませんが、橋から上流下流で見られる景観を分断しないようにすることが必要かと思います。

【事務局】 ありがとうございます。事務局で今の審議内容を踏まえて考えたいと思います。よろしくお願いします。

資 料

- ・平成 29 年度第 2 回（平成 29 年 4 月 28 日）審査会の会議録【案】
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 計画段階配慮書
配慮市長意見（案） 事務局資料